

第1回「わが国にふさわしい森林認証制度」創設審議会議事録（抄）

日 時：平成15年4月11日13時30分～15時45分

会 場：三会堂ビル 2F S会議室

出席者：審議委員全員（赤尾委員、永田委員は途中退席）

事務局：秋山日本林業協会会長、三澤同副会長、中川同専務、真柴、真下

1. 中川日本林業協会専務の進行で開会宣言。
初めに秋山会長から本会議の開催趣旨について挨拶。
座長に佐々木委員を選出。
佐々木委員から座長挨拶。佐々木委員から座長代行に小林委員を指名。
2. 三沢副会長から資料「我が国にふさわしい森林認証制度」の創設について」に
そって、平成13年10月の森林認証制度検討委員会設置から平成14年12
月の検討結果最終報告にいたるまでの検討経緯と今後の「我が国にふさわしい
森林認証制度」設立総会までの進め方について説明。
3. 事務局真柴（全林協専務）から資料「森林認証制度検討委員会報告」「緑の循環
認証会議規則」「緑の循環認証会議ホームページ表紙」「緑の循環認証会議
（SGEC）の認証システム」について要点を説明。

審議員A）SGECは国際性を備えるとしているが、新たな保護主義としてとられ
ないような制度として、相手方からは批判を受けることがないような配慮が必要
である。

事務局）世界の各国でも同じような制度を敷いており、今回は相互認証まで考えて
いるので、指摘されたような問題点が発生しないように努め配慮したい。

審議員B）この制度が始まれば審査機関が複数立ち上がると思うが、審査機関は地
域割で認定されるのか。例えば北海道はA審査機関が、九州はB審査機関が担当
するというような。認証林産物は品質保証か。また、認証森林と認定事業体の関
連はどうなるのか。

事務局）審査機関の地域分けは考えていない。審査機関の要件は、全国を対象に出
来る公平な審査が可能な機関であることが第一の条件になるものと考えている。
認証林産物の第一義は品質ではなく、認証森林から生産された林産物であること
の証明である。

認定事業体は認証林産物を取り扱う事業体であって、認定森林の所有者とは異
なることが多いと思う。

事務局）SGECはまず森林を認証することが前提である。認証林産物は検討委員

会の報告書に示された、基準 1 ~ 7 をクリアーした認証森林から生産される林産物をいう。

審議員 C) 本制度は、森林認証が主体であるはず。提言の 2P の「はじめに」の内容をもうすこし工夫されたほうがよいのではないか。森林認証のことより、認証木材の説明が目立つ。

審議員 D) 今後審査機関はどのようにして認定されていくのか。審査機関の審査基準レベルをあわせることが非常に大事で、審査標準マニュアルが必要だと思う。

また認証を受けるにあたっては、多くのメリットが出来るような仕組みにしないとこの制度は普及しないのではないか。

事務局) 提言のなかの基準は、具体的ではなく、基本を述べたものにすぎない。具体的にはもう少し細かな基準をつくって対応するつもり。

事務局) メリットについてはきわめて重要な指摘であると思う。

一番のメリットは、一生懸命森林管理をしている林業者の活動が、第三者に正しく評価され、管理の様子と林業の位置付けが高まり、見直してもらえるようになるということ。SGECはそのお膳立てを提供できるシステムになると説明している。

審議員 E) 認証される森林の所有者は自分の山から生産される林産物が、認証されていない山のものとは明らかに異なるとしてそれなりの価格差が出てこないとメリットが出てこない。本制度による認証システムと、地域材としての認証材をうまく活用する循環利用システムが両立するよう工夫する必要があると思う。

その為にも、小さい山持ちも参加できるシステムを作ってやるのが重要。

審議員 D) この制度をアピールするには、具体的なモデルフォレストを設定認証して具体的なメリットを示し、見本を示していくことが大事ではないか。それが普及していく重要なポイントになるのではないか。

審議員 E) 全国的に地域材を地域で活用して住宅を作ろうという動きが起こっている中で、その地域材普及活動に本制度による認証システムをリンクさせて活かしたら良いと思う。そうしてそこにメリットを見出すようにしたら良い。

事務局) 地域材運動と是非タイアップしていきたい。そうすることによって地球温暖化対策ともダイレクトにタイアップすることとなる。

審議員 F) 地域材認定と森林認証制度とは、制度としては別ものだが、なんとかうまく結合させてまわしていく必要があると思う。

審議員 G) この制度は民間主導の制度であるということだが、対象としては民有林のみか。国有林はどのように扱うのか。

事務局) 当面は国有林を対象には考えていない。ただしグループ認証をやる場合は

国有林が入ってくることもありうる。

審議員 H) 全国に約 4 , 0 0 0 の学校林があるがうまく活用されていない。国土緑化推進機構では里山の整備に力を入れられているが、子供への教育の一環としての学校林の整備活用にも文部科学省と連携して取り組んでいくべき。子どもの自然教育としての森づくり認証があっても良いのではないか。

事務局) 学校林などの森林での活動は都市部の子供たちへの自然教育、情操教育にも非常に効果があるので今後力を入れていく予定だ。

審議員 B) 野鳥の中に渡り鳥だが「ヤイロチョウ」という絶滅の恐れのある鳥がいる。この鳥はもともと天然林に生息する鳥だが、最近では人工林化が進んだ結果、人工林の中にも営巣するようになっていて、高知県で地域の人が保全に取り組んでいる。地域に密着した活動を展開するため、地域割りで審査機関を設けたらと提案したところである。生物多様性を意識する為にも流域単位とか、地域の森林生態系などにも良く通じた審査機関であることが大事である。それによって、市民の循環利用の考えも高まってくる。

事務局) 基準については地域特性のある細かな基準を作れと言う意見も出ている。

審議員 I) いづれにしても地域での取り組みをサポートしていく立場が基本である。

SGEC の認証基準という大枠のアンブレラーのもとに、地域の特性や実情にあった、地域認証があるという考え方で進めたい。

審議員 E) 地域認証ということでは各県が検討を行っている。中央の認証基準はガイドライン的に運用することと、そのガイドラインにそった各地の認証基準ができるように、地方の独自生、活力を生かす形が望ましい。

審議員 G) 森林計画制度など既存の制度をうまく活かしてコストをかけないで安い経費で認証を進めていくべき。

事務局) 森林認証は、森林計画制度を超えるレベルのものとし、地域にブレークダウンして行きたい。

審議員 D) 組織整備など SGEC の設立スケジュールと、認証基準をブレークダウンした、マニュアルを、出来るだけ早く示してほしい。

審議員 I) 提言の中で 1 0 ページ多角的相互承認の考え方の記述について、日本に相応しいものとする必要がある。表現をもう少し検討すべき。

審議員 E) 本制度を今後広く精力的に普及させていかないといけない。残念ながら世間ではまだ知られていないし、情報が少ない。今後支持会員に貢献してもらうための策を考えなくてはならない。それには議事録をつくり、情報提供などをして

ゆく必要もあるが、それだけでなく、支持会員がSGECに対して物が言えるなどのシステムを早く作らなくてはいけない。本制度を広く世間に普及させるべくホームページを充実させないといけない。

座長) 今回の意見を取り込んだ形で次の会でさらに論議していきたい。

15時45分終了